

令和2年度税制改正要望事項(抄) (令和元年8月 厚生労働省)

年金

○ 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税]

企業年金・個人年金制度等については、現在、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

[法人税、法人住民税]

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。(撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。)

1. 現状

- 多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、企業年金・個人年金の充実が重要である。
- 現役世代の働き方・ライフコースが多様化しており、企業年金・個人年金を取り巻く環境は変化している。また、人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化を受けた対応が公的年金のみならず企業年金・個人年金でも必要である。
- こうした状況に対応するため、企業年金・個人年金の在り方について、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

2. 要望内容

企業年金・個人年金制度等については、現在、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

(法人税、法人住民税) (文科省等と共同要望)

1. 要望の背景

【企業年金等に関する税制】

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への 特別法人税課税	課税（公的年金等控除又は退職所得控除の対象）

- 企業年金等の積立金に課税される**特別法人税**は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、**平成11年度より課税凍結中**（令和元年度末が凍結期限）
- 仮に企業年金等に特別法人税が課税された場合**、あらかじめ備える積立金が減少して積立状況の悪化につながり、**制度の持続性・健全性が著しく損なわれる。**
- また、特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、年金資産の運用に著しい影響があることから、**企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。**

(参考1：特別法人税の考え方)

事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。掛金の拠出時点に給与所得として課税すべきところ、給付時点まで課税の繰延べを行うことに伴う利益に対し課税を行うというのが基本的な考え方。（積立金全体に対して1.173%の税が課される。）

(参考2：課税対象となる積立金の状況)

確定給付企業年金：約63兆円（平成30年度）

確定拠出年金：約13兆円（平成29年度） 等

(参考3：企業年金等の種類)

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金のほか、私立学校教職員共済（文科省所管）等がある。

2. 要望内容

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの**積立金に対する特別法人税を撤廃する。**（撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。）